

島根県報

号外第一四二号

平成十五年十二月十九日

(金曜日)

目次

公告
花ふれあい公園の指定管理者の募集

(生産振興課)

公 告

島根県花振興センター条例(平成十五年島根県条例第七十四号)附則第二項の規定に基づいて指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄田信義

- 一 管理を代行させる施設
 - (一) 施設名 島根県花振興センター花ふれあい公園
 - (二) 所在地 島根県出雲市西新町二丁目一〇一番地一
 - (三) 敷地面積 四〇、三八一・四一平方メートル
- 二 管理の内容

- (一) 年間事業計画の策定及び実施
- (二) 花ふれあい公園の施設及び設備の維持管理
- (三) 展示物の展示計画の策定並びに展示物の調達及び維持管理(ただし、平成十六年度については、島根県が策定した展示計画及び島根県が指示する展示物の調達方法により行うこと。)
- (四) 使用料の徴収事務

三 管理の条件

- (一) 県内の花き園芸の生産振興推進の目的に沿った管理
 - 土地、建物等を一括して管理し、県内の花き園芸の生産振興推進の目的に沿った運営を行うこと。
- (二) 植物の管理等に関する責任者の配置
 - 植物の管理等に関して知識を有する者を責任者として必ず配置すること。
- (三) 管理期間
 - 平成十六年四月一日から三年間。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (四) 管理に要する経費
 - 年間八四、〇〇〇千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (五) 個人情報の保護
 - 管理を通じて取得した個人情報については、外部に漏えい等しないよう適切な措置を講ずること。
- (六) 事業報告書の提出
 - 毎年度、事業終了後三十日以内に事業報告書を提出すること。
- (七) 関係法令等の遵守
 - 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、島根県花振興センター条例(平成十五年島根県条例第七十四号。以下「条例」という。)等の規定及び島根県花振興センターの指示を遵守すること。
- (八) 管理実施の承認
 - 二に掲げる指定管理者が行う管理の実施に当たっては、あらかじめ島根県と協議し承認を受けること。
- 四 指定管理者の応募資格
 - 指定管理者に応募しようとするものは、次の(一)から(七)までのいずれにも該当すること。
 - (一) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
 - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の規定に該当しない法人等であること。

(三) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(四) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二十二号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

(五) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

(六) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

(七) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成員団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

五 指定管理者選定説明書の配付期間及び配付場所

(一) 配付期間

平成十五年十二月十九日（金）から平成十六年一月五日（月）までの毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成十五年十二月二十九日（月）から平成十六年一月二日（金）まで）を除く。

(二) 配付場所

十三に記載する場所

六 現地見学会

現地見学会は、次のとおり開催する。

(一) 開催日時 平成十六年一月六日（火）午前十時から正午まで

(二) 集合場所及び集合時間 島根県花振興センター花ふれあい公園本館棟前に午前九時五十分に集合のこと。

(三) その他 現地見学会に出席を希望する応募者は、平成十六年一月五日（月）までに十三に記載する場所まで連絡すること。

七 提出書類の提出方法、提出期限、提出先等

(一) 提出方法

郵送又は持参

(二) 申請書類の種類

ア 申請書（島根県花振興センター条例施行規則（平成十五年島根県規則第七号）以下「規則」という。）に定める様式第三号）

イ 事業計画書

事業計画書の大きさはA4版とし、次の内容を記載すること。

ウ 事業のコンセプト

エ 花ふれあい公園の管理運営の方針

オ 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）

カ 事業の概要及びそれを実施する時期

キ 展示物の展示計画及び展示物を調達する方法

ク 管理運営に要する経費の総額及び内訳

ケ 集客に関する対策

コ 法人等の活動実績書（規則に定める様式第四号）

ク 法人等の過去三年間の決算書

ケ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記簿謄本及び納税証明書

(三) 提出部数

正本一部及び副本九部。ただし、七（オ）については正本一部

(四) 提出期限

平成十六年一月十九日（月）午後五時まで。郵送の場合は、書留とし、平成十六年一月十九日（月）午後五時必着とする。

(五) 提出先

十三に記載する場所

八 指定管理者の審査の基準及び選定

(一) 審査基準

ア 事業計画が適切なものであること。

イ 事業計画が県内の花き生産振興を推進する内容のものであること。

ウ 事業計画を確実に実施するに足りる人的能力及び物的能力を有すること。

エ 最も効果的かつ効率的な管理を実施できる法人等であること。

(二) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、花ふれあい公園指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」といふ。）において、審査基準に基づき行つ。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成十六年一月二十一日（水）までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成十六年一月二十八日（水）に実施の予定である。

エ 委員会は非公開とする。

オ 審査結果は、指定管理者の指定後まで開示しない。

九 指定管理者の指定及び協定等

(一) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。八(ロ)で選定した法人等（以下「選定事業者」といふ。）を指定管理者の候補者として、平成十六年二月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

(二) 協定の締結

島根県と指定管理者は、花ふれあい公園の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

十 指定管理者の履行責任に関する事項

(一) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があつた場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(二) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となつた場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(三) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

十一 事業の継続が困難になつた場合における措置に関する事項

(一) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となつた場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期

間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(二) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(三) (一)又は(二)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(四) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となつた場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(五) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となつた場合の措置については、協定で定める。

十二 その他留意事項

(一) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(二) 申請書類に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。

(三) 花ふれあい公園の管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

(四) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成十六年三月上旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(五) 選定事業者以外の申請書類は、島根県議会における指定管理者の議決後に返却する。

(六) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(七) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(八) 島根県花振興センター条例、島根県花振興センター条例施行規則その他関係法令を

毎週火・金曜日発行

承知の上で申請すること。

十三 問い合わせ先（書類の配付場所及び提出先）

(一) 郵便番号 六九〇 八五〇一

(二) 住所 島根県松江市殿町一番地

(三) 担当部局 島根県農林水産部生産振興課フラワーパーク整備担当

(四) 電話 〇八五二 二二二 六〇一一

(五) ファクシミリ 〇八五二 二二二 六〇三六

平成十五年十二月十九日印刷
平成十五年十二月十九日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町南町
松島根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）